

議会の動き



平成28年第5回栗山町議会定例会において、次の議案が審議されました。
(6月14日招集)

議案

- ▼栗山町第6次総合計画の一部変更について
- ▼栗山町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 栗山町馬鈴しょ集出荷貯蔵センターの種馬鈴しょ処理調製施設整備事業の実施に伴い、計画の一部を変更するものです。
- ▼平成28年度栗山町一般会計補正予算(第4号)
- 歳入歳出予算に6億737万7千円を追加し、総額を85億1343万4千円とするもので、主な内容は、小規模保育事業所施設整備事業補助金などに係る補正です。

- ▼栗山町空家等対策の推進及び空家等の活用促進に関する条例
- 空家などがもたらす多岐にわたる課題解決に向け、町民の安全安心な生活環境の確保およびまちづくり活動の活性化に寄与するため、本条例を制定するものです。
- ▼栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 地方税法等の一部を改正する等の法律において、低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充および課税限度額の引き上げに伴い、本条例を改正するものです。
- ▼栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 町税等の定義に係る規定を整備するものです。
- ▼財産の取得について
- 平成23年7月9日より稼働している、戸籍システムの機器更新です。
- ▼曙岡地3号棟新築主体工事の請負契約について
- 契約金額 1億2376万8千円
- 業 者 朝日産業株式会社
- ▼曙岡地5号棟新築主体工事の請負契約について
- 契約金額 1億2366万円
- 業 者 松原産業株式会社

報告

- ▼北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- ▼北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- ▼北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 一部事務組合の組織団体が解散脱退の届出等を行ったことに伴い、当該組合理約の変更が必要ことから、規約を変更するものです。
- ▼栗山町議会基本条例の一部を改正する条例
- 栗山町議会基本条例制定から10年が経過し、現在の実情に即した内容とするため、本条例を改正するものです。なお、条文の改正は伴わないが、その目的の達成度が低いものなどについては、引き続き適正な措置に取り組みます。
- ▼平成27年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか8事業について、年度内の執行ができなかったことから、平成28年度に繰り越すものです。

地域防災リーダー育成のために
北海道地域防災マスタ―認定研修会
【日時】
9月11日(木)
午前10時30分～午後4時30分
【場所】
北海道庁別館
※研修先まで町で送迎

【対象】
町内会・自治会や自主防災組織の役員など、地域で防災活動に取り組んでいる方

【参加料】
無料

【申込期限】
7月13日(水)

【申込先・問い合わせ】
町総務課

広報・防災・情報グループ
☎ 7501



＜地域防災マスターの活動＞

ボランティアでの防災活動のほか、地域での防災活動に対する指導や防災訓練への参加など、防災リーダーとして活動していただきます。

平成28年度栗山消防団春季連合消防演習表彰者 ※敬称略

南空知消防組合管理者表彰

▼感謝状(退団者)

柳 哲輔(元第1分団団員)

田中一寿夫(元第2分団団員)

▼精進章

宮本 武(第3分団班長)

丸山 勝(第3分団班長)

▼勤労章

青木 剛克(第2分団部長)

井澤 雅彦(第3分団部長)

都築 輝昭(第2分団班長)

中島 昌一(第3分団班長)

▼精進章(勤続30年)

八手 健治(第3分団班長)

▼精進章(勤続25年)

塩見 望(第1分団部長)

川畑 憲吾(第2分団部長)

▼精進章(勤続15年)

山田 晃博(第2分団団員)

飯尾 隆亮(第3分団団員)

大西 剛史(第3分団団員)

川崎 太樹(第3分団団員)

日本消防協会定例表彰

▼勤続章

八手 健治(第3分団班長)

▼団長表彰

▼感謝状(退団者)

村上 大(元第1分団団員)



長尾 有二(元第1分団団員)
増田 忠宏(元第2分団団員)

▼功績章

中井 浩輝(第1分団班長)

中島 昌一(第3分団班長)

▼精進章(勤続10年)

瀧澤 茂和(第2分団団員)

清水 哲矢(第3分団団員)

不破 潤(第3分団団員)

小川 貴臣(第3分団団員)

富樫 真由(第3分団団員)

國岡 晃平(第3分団団員)

猪熊 政信(第3分団団員)

▼精進章(勤続5年)

鈴木 孝史(第1分団団員)

富樫 崇裕(第1分団団員)

西岡 政則(第1分団団員)

高野 勝則(第2分団団員)

正井 博美(第2分団団員)

大野 浩司(第3分団団員)

▼優秀章

端 師孝(第1分団団員)

古賀 聖都(第1分団団員)

工藤 正史(第2分団団員)

中川 和政(第2分団団員)

小倉 大樹(第3分団団員)

長尾 卓也(第3分団団員)

横岡 貴之(第3分団団員)

住んでいて安心のまちづくりのために

避難行動要支援者名簿

地震や豪雨などの災害が発生した際、避難するため特に支援を必要とする方の情報を共有するため、避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいます。

この名簿は町内会・自治会、警察、消防署、社会福祉協議会へ提供し、日頃からの関係づくりや防災活動に活用されます。

下記の「名簿登録の対象」に該当し、登録を希望される方は、お問い合わせください。

なお、名簿は年に2回更新(次回は11月に更新予定)し、各関係機関などに情報を提供します。

【申込先・問い合わせ】

町保健福祉課

高齢者・介護グループ

☎ 7507



◆名簿登録の対象◆

- 1 自宅で生活している方で、施設や病院などに長期入所・入院していない、次のいずれかに該当する方です。
- 2 要介護認定1から5を受けている方
- 3 身体障害者手帳1種1・2級の交付を受けている方
- 4 療育手帳の交付を受けている方
- 5 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方
- 6 その他支援を必要とする方(一人暮らしの高齢者などで希望する方)

町税等の滞納により 行政サービスが制限されます

行政サービス制限を実施

町では納税意識の向上と滞納の防止を図るとともに、行政サービスの提供に係る受益と負担に関する不公平感を解消するため、町税等を滞納した場合、行政サービスの一部制限を行っています。

町税等に含まれるのは何？



町税等とは…

町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅家賃、町営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、継立地区特定環境保全公共下水道事業受益者負担金、給食費

制限される行政サービスは
こんな…

申請時に納期限を過ぎた未納税（料等）がある場合には、左表の行政サービスが制限対象となります。

※左表事業のほか、滞納により制限となる行政サービスもあります。

◎行政サービス制限内容

全 般	・物品などの購入 ・機械器具の借り上げ ・町広告掲載
医 療	・特定不妊治療費助成
福 祉	・高齢者生活支援 （2次予防訪問介護、寝具洗濯サービス、除雪サービス、福祉ベッド利用） ・家族介護者特別支給 ・無年金者生活支援給付金支給 ・障がい者除雪サービス
産 業	・農業振興資金融資および利子助成 ・農村景観緑肥推進 ・農業6次産業化支援 ・中小企業振興資金融資および利子、保証料補給 ・商店街近代化事業融資および利子補給 ・中小企業倒産関連融資利子補給 ・中小企業原料等高騰関連融資利子および保証料補給
住環境	・人にやさしい住宅助成金
環 境	・住宅用太陽光発電システム設置費補助
教 育	・芸術文化振興奨励金

町税納期限

納税は便利な口座振替をご利用ください

8月1日（月）

国民健康保険税	①期
介護保険料	①期
後期高齢者医療保険料	①期
固定資産税	②期

納付書は
7月11日ごろ発送

コンビニ納付ができます！



課税内容に関する問い合わせ

町税務課課税グループ ☎ 73-7505

納税に関する相談

町税務課収納グループ ☎ 73-7506

町の共通公用封筒で

企業広告を運びます！

町の封筒広告を募集

「町が発送する封筒（長3号および角2号）」に掲載する事業者などの有料広告を募集します。

■申し込みにあたっての注意事項

①封筒の使用予定期間は、申込件数の状況により、前後することがあります。また、使用予定期間内に封筒を全て使用した場合は、その時点で広告掲載を終了し、在庫が残った場合は、全て使用するまで広告掲載を延長します。

②栗山町広告掲載要綱・栗山町広告掲載基準に規定されている「広告媒体として不適当な広告」は、掲載できません。

広告掲載事業とは…

町の資産を広告媒体として有効活用し、民間事業者などとの協働により町の新たな財源を確保するとともに、町民サービスの向上や地域経済の活性化を図るための事業

③広告原稿は、申込者各自で作成の上、町の指定する期日までに提出してください。作成方法および提出方法は、申し込み後に連絡します。

■申込期限・申込方法

【申込期限】
7月1日（金）～22日（金）

【申込方法】

「広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、広告のイメージ図を添えて申込先に直接持参されるか、郵送、EメールまたはFAXで提出してください。

※「広告掲載申込書」は、町経営企画課で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

（URL）

<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2012041100029>

◎広告媒体

封筒種類	長3号封筒	角2号封筒
封筒規格	縦120mm×横235mm	縦332mm×横240mm
使用内容	汎用封筒 ・役場各課所、教育委員会、北海道介護福祉学校が配布・発送する公用封筒として使用	
配布エリア	主に町内全域（町外向け使用も有）	

◎広告掲載募集内容

封筒種類	長3号封筒	角2号封筒
発行部数	20,000枚	12,000枚
使用予定期間	平成28年8月～平成29年7月	
広告規格	縦50mm×横100mm（1枠あたり）	縦100mm×横100mm（1枠あたり）
募集枠数	2枠	4枠
掲載面・位置	封筒の裏面（上下段）	
印刷色	茶（1色）	
広告料	【1枠】 40,000円 （内訳@2円×20,000枚） 【2枠】 60,000円 （内訳@4円×20,000枚×75%）	【1/2枠】 24,000円 （内訳@2円×12,000枚） 【1枠】 48,000円 （内訳@4円×12,000枚） 【2枠】 72,000円 （内訳@4円×2枠×12,000枚×75%）

